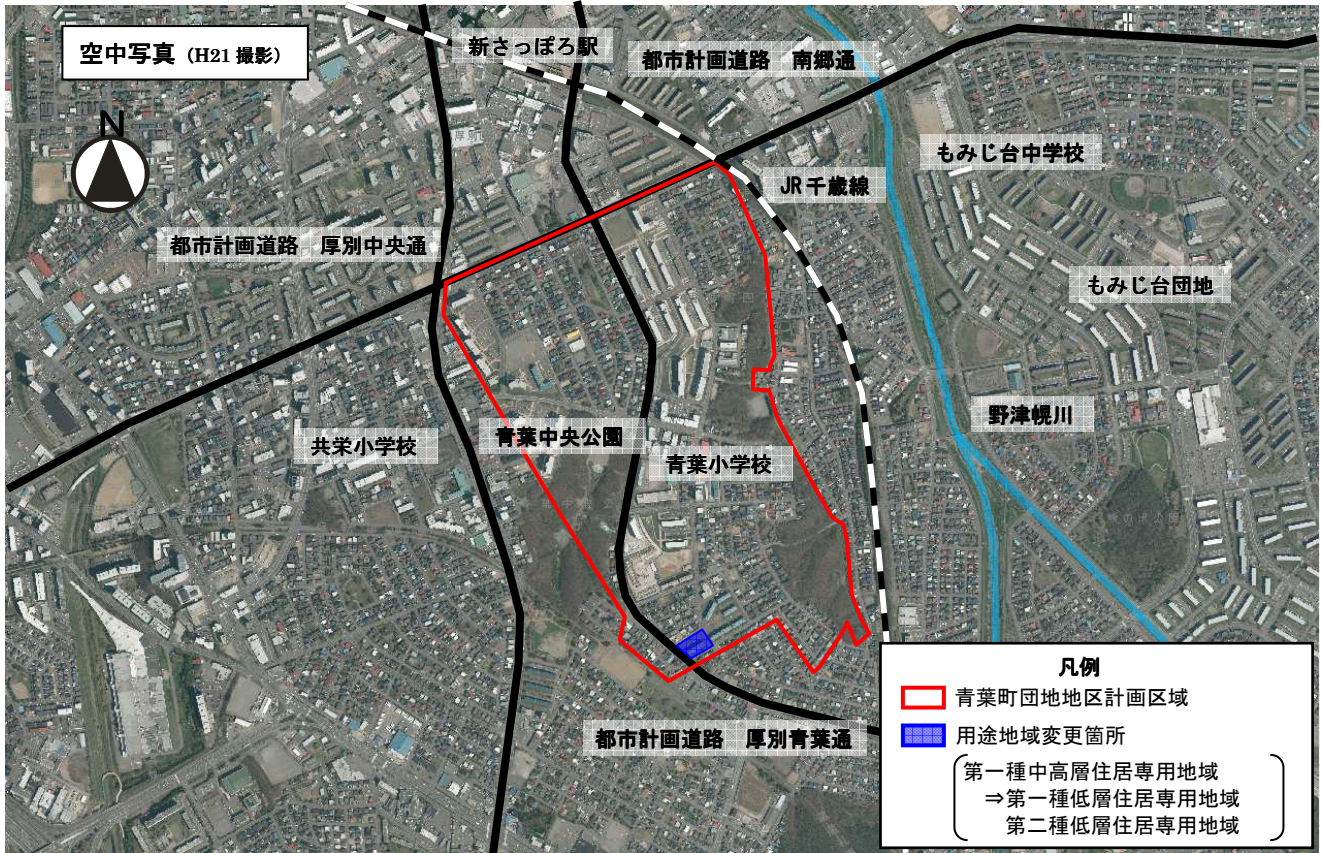


□青葉町団地地区計画の変更について



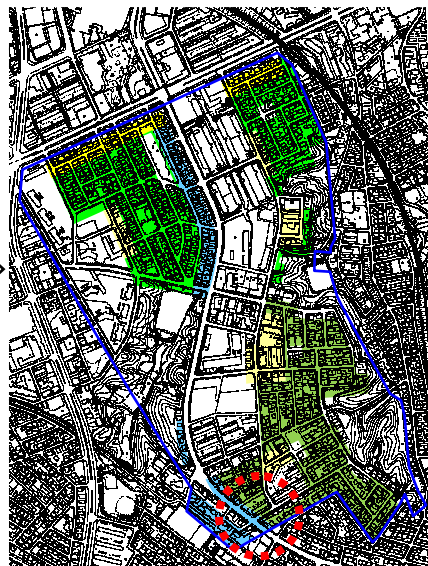
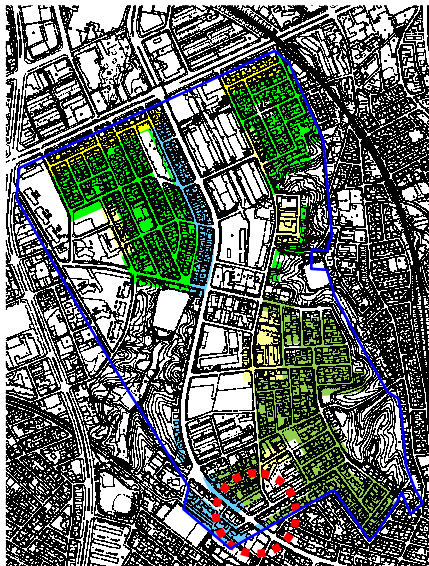
1 都市計画変更の内容

- (1) 名称 : 青葉町団地地区計画
- (2) 位置 : 札幌市厚別区青葉町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の一部、5丁目の一部、6丁目、7丁目及び8丁目の一部
- (3) 変更内容 : 市営住宅の建替えによって生じた余剰地の売却に伴う用途地域の変更に合わせて、当該地に周辺と同様の地区整備計画（「低層戸建住宅A地区」及び「低層一般住宅A地区」）を定める。

[地区計画の新旧対照図]

変更前

変更後



凡例

- 低層戸建住宅地区
…戸建住宅を主体とした地区
- 低層戸建住宅A地区
…戸建住宅を主体とし、老人ホーム等も立地できる地区
- 低層一般住宅A地区
…住宅のほか小規模な店舗等が立地できる地区
- 一般住宅地区
…住宅のほか日用品販売店舗等が立地できる地区
- 一般住宅A地区
…幹線道路沿いとしての土地利用と良好な街区の形成が図られる地区

2 経緯

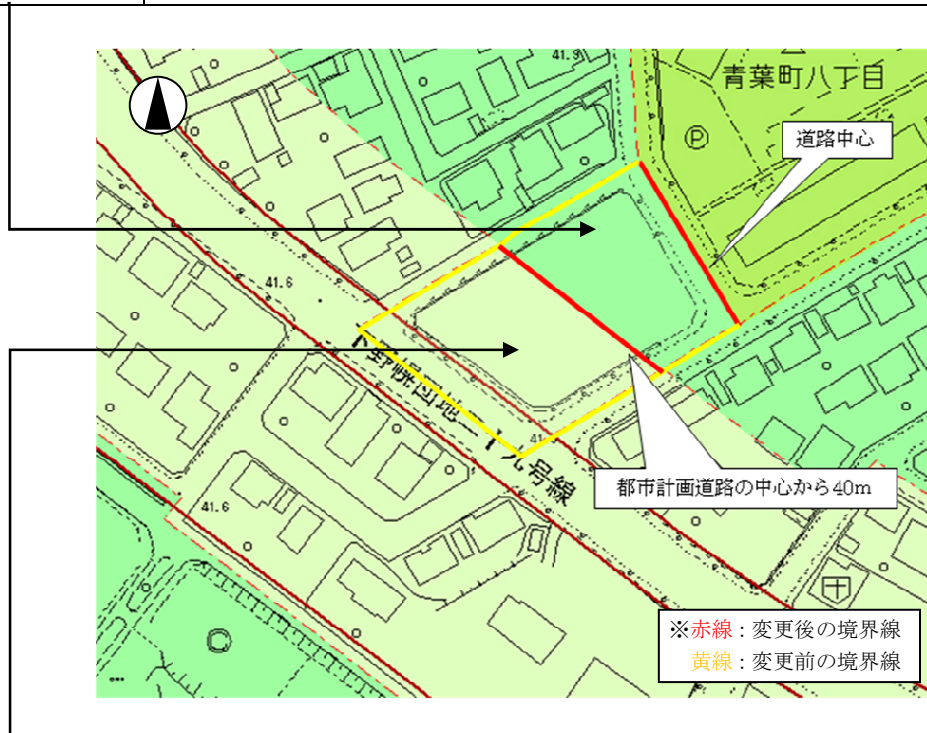
- 札幌市が良好な住宅地の供給を図ることを目的に開発した団地であり、その居住環境を維持・保全するため、昭和61年9月1日に地区計画を決定した。
- 市営住宅の建替えにおいて生じた余剰地の売却に伴い、当該地の用途地域が第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に変更される。

3 理由

市営住宅の建替えにおいて生じた余剰地の売却に伴い、当該地が将来にわたって周辺と一体となる良好な住宅市街地を形成するよう、地区計画を変更するものである。

【参考】 用途地域等変更内容

用途地域	第一種中高層住居専用地域 (200/60)	→	第一種低層住居専用地域 (80/40)
特別用途地区	指定なし	→	戸建住環境保全地区
高度地区	27m高度地区	→	北側斜線高度地区



用途地域	第一種中高層住居専用地域 (200/60)	→	第二種低層住居専用地域 (80/50)
高度地区	27m高度地区	→	北側斜線高度地区